

清須市福祉施設運営委員会規則（平成17年告示第58号）

【一部抜粋】

(趣旨)

第1条 この規則は、清須市福祉施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌施設)

第2条 委員会は、別表に掲げる福祉施設について所掌する。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる施設の運営に関して、所長の諮問に応じ審議し、意見を具申する。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が選任する。

(1) 福祉関係者

(2) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。ただし、庶務については、主務課にて行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条関係）

該当施設
清須市清洲総合福祉センター
清須市西枇杷島老人福祉センター
清須市西枇杷島生きがいセンター
清須市西枇杷島老人憩の家
清須市新川福祉センター
清須市春日老人福祉センター